

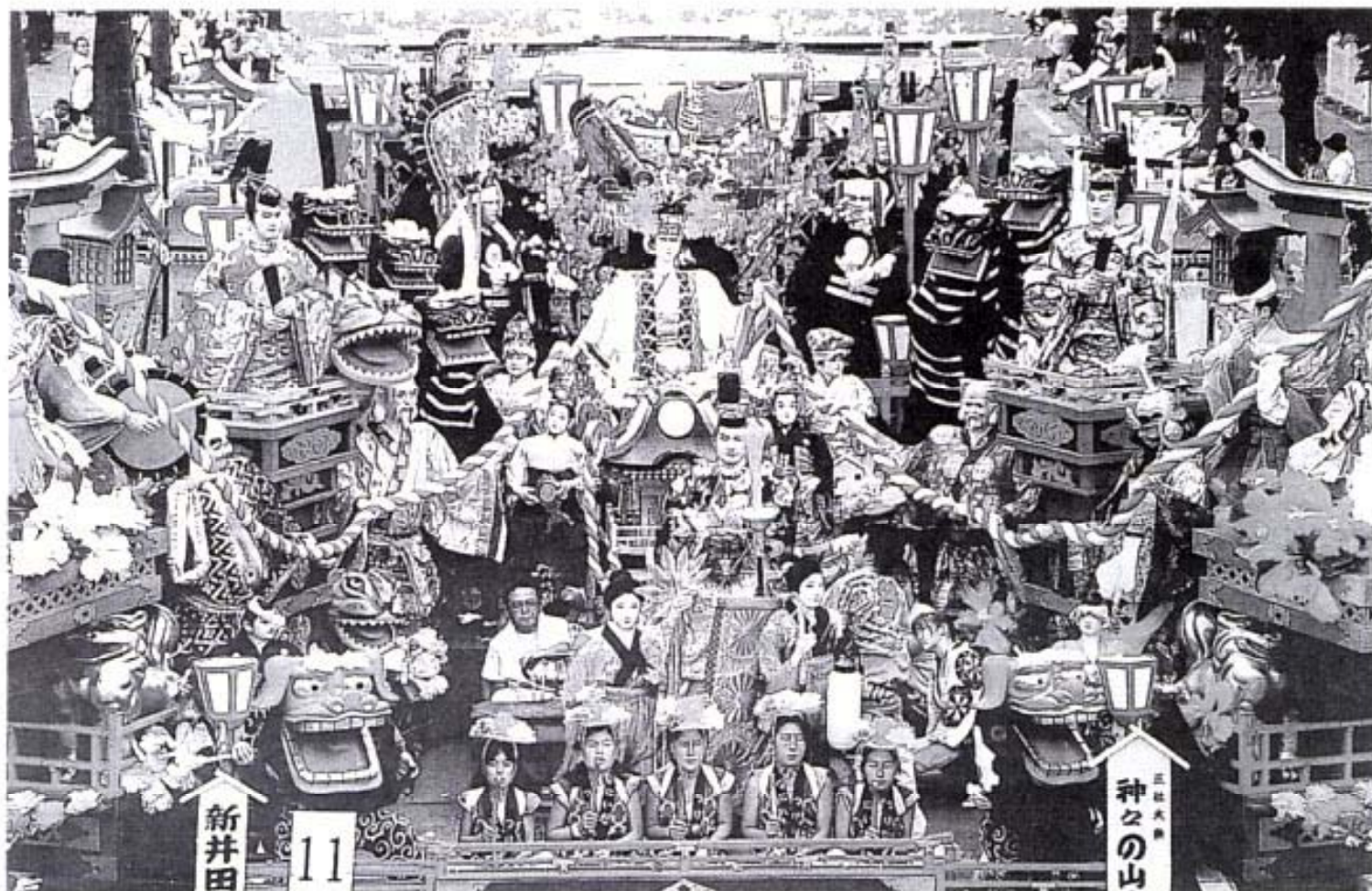
社会保険労務士 会報 あ お も り

発行 青森県社会保険労務士会 青森市安方2丁目9番20号 室津ビル2F TEL017(773)5179 FAX(775)1428

編集 広報委員会

社会保険労務士倫理綱領

- 品位の保持** 社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。
- 知識の涵養** 社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し、理論と実務に精通しなければならない。
- 信頼の高揚** 社会保険労務士は、義務と責任を明確にして、契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。
- 相互の信義** 社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしきも信義にもとる行為をしてはならない。
- 守秘の義務** 社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任を持たなければならない。



八戸三社大祭

平成16年度第26回通常総会を開催

平成16年度第26回通常総会が去る6月1日ウェルシティ青森（青森厚生年金会館）に於て、会員総数196名中、出席会員65名、委任状提出会員83名のもと、午後2時30分開催されました。

藤田副会長の司会により進められ、山岸副会長が開催を宣言、物故会員への黙祷が行なわれた後、佐々木会長の挨拶、ご来賓のご祝辞があり、続いて議長に工藤敏啓氏（八戸支部）、副議長に木村勝嗣氏（青森支部）が選任され、議長挨拶があり、議事録署名人に成田光一郎氏、新保芳雄氏（共に青森支部）を選任し、議案の審議に入った。

第1号議案 平成15年度事業報告書承認に関する件

第2号議案 平成15年度収入支出決算報告書承認に関する件
監査報告

以上の議案を一括審議し、長期計画検討委員会での検討内容、35周年記念事業実施の経過に

ついて質疑があり、原案どおり承認可決されました。

引き続き、

第3号議案 平成16年度事業計画書案審議に関する件

第4号議案 平成16年度収入支出予算書案審議に関する件

以上の議案についても一括審議され、未収金に係る問題、総合労働相談運営について質疑があり、原案どおり承認、可決されました。

第5号議案 会則一部修正案に関する件
出席会員全員の賛成で承認されました。

なお、審議に先立ち、来賓の全国社会保険労務士会連合会会長（加藤常務理事代読）並びに青森社会保険事務局長佐々木秀樹様より、それぞれご祝辞をいただきました。

また、総会終了後、多くのご来賓の方々のご参加をいただき懇親会を開催、盛会のうちに終了しました。



佐々木会長挨拶

本日は、第26回通常総会にあたり、全国社会保険労務士会連合会の常務理事をはじめ、常日頃ご指導をいただいているご来賓の方々には、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、会員皆様には、S R事務組合、政治連盟の大会に引き続きご出席いただき、ご苦勞様です。

さて、去年は、我が社会保険労務士会が35周年を迎え、その記念事業について、S R事務組合、政治連盟より多額の賛助金をいただき実施しました。

特に、政治連盟常任幹事の方々には、賛助金とした個人のポケットマネーより協力していただき感謝の言葉ありません。

青森県社会保険労務士会が、今日までの地位と地位の向上に至りましたのは、全国社会保険労務士会連合会、全国政治連盟、当県政治連盟の努力の賜ものであり、今後も協力し、よりよい環境作りに邁進したいと思います。

S R事務組合は、県会が母体となり中小企業の事業主が特別加入することによって災害から救済し、事業の発展に寄与するものであり、さらなる発展を願っているものである。

私としては、政治連盟と3者が一体となり、今後の会の運営にあたりたいと思っています。

長時間にわたり、お疲れと存じますが、審議の程よろしくお願い申し上げます。

来賓祝辞

全国社会保険労務士会連合会
会長 大槻哲也

全国社会保険労務士会連合会常務理事の加藤です。よろしくお願いします。

本来ですと、大槻会長が出席し、皆様方に親しくご挨拶申し上げるところでございますが、種々都合があり、ご来県出来ませんので、皆様方にくれぐれもよろしくとの祝辞を預ってまいりましたので、代読させていただきます。

祝辞 本日は、青森県社会保険労務士会平成16年度通常総会が盛大に開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

佐々木会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には平素から連合会の運営につきまして多大なご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、去年は社会保険労務士法が制定施行され35周年を迎え、多くの都道府県で記念事業が行われましたが、それを通して社会保険労務士

制度の更なる発展に向けて、会員の皆様の結団が一段と高まっていることを確信しました。

連合会では、これに応えるべく今年の事業計画について、次の3つの重点事項をかね、全力をあげて取り組むことといたします。

まず、第一に司法制度改革におけるADR裁判外紛争処理制度への参入を必ず成し遂げることです。

司法制度参入につきましては、平成11年より政府の規制改革委員会の基本方針を踏まえて連合会と政治連盟が共に力を合せてこの5年間、情報収集に努め関係者及び関係各省に働き掛けを行ってきました。

平成11年7月に設置された司法制度審議会には囑託調査員を平成13年12月に設置された司法制度改革推進本部が労働及びADRの両検討会にはオブザーバーを派遣し、また、平成12年3月からは自由民主党司法制度調査会に出席して司法制度改革全般に参画し、個別労働紛争に関しては、弁護士法第72条の緩和を求め、社会保険労務士自らが代理、和解が行えるよう関係各方面と折衝を重ねてきました。

司法制度改革推進本部は、11月30日に設置期限を迎えることになっており、今年がまさしく司法制度改革の総決算の年となり今日までの活動の成果が問われることとなります。

A D R基本法の提出は参議院議員選挙後の秋の臨時国会になると聞いており、社会保険労務士会が個別労働紛争の解決に関与することが、労使相方にとって、また国民の利便が適うと云う強い信念の基に、我々への要望の実現に邁進する決意であります。

2番目は、電子申請の推進であります。

社会保険労務士が顧問先としてその対象となる中小企業は、全事業所数の99.3%を占め、そのうち73%は、従業員20人以下の小企業零細事業所であります。

電子申請は、仕組みや機能が複雑であり現状では我々専門家でも使いづらく、ましてや中小企業事業主や事務担当者が的確に取扱うことが苦難な状況にあります。IT化の推進が日進月歩の今日、必ずや遠くない時期に電子申請は一般に普及して行くことは、間違いないと思います。

その前に労働社会保険関係諸法令の申請等に関する電子申請を社会保険労務士の業務に取り込み、電子申請は社会保険労務士と云う意識を社会に高め、根付かせて行くことが重要であり、それが我々にとって電子政府の時代が到来しても1、2号業務を社会保険労務士業務として存続出来る道であり、又、他士業から社会保険労務士業務に参入されない対応策に繋がる筈である。

このように電子申請は、社会保険労務士にとりまして、将来の業務戦略の一環であると云っても過言でない要素を含んでいると思います。

昨年より都道府県の開業会員の7割の加入を目標において電子証明書の発行の申請をお願いしておりますが、一方で連合会は厚生労働省に代理申請等社会保険労務士のメリットについて鋭意折衝をいたしております。

すでに、鳥取会、香川会などは目標を達成されたところもありますので、未加入の方々には、

この機会に電子申請の主旨をご理解いただき、ご加入なさいますよう重ねてお願い致します。

3番目は、関与率アップであります。

政府管掌健康保険、厚生年金保険適用事業所に占める社会保険労務士の顧問事業所の割合は、平成13年10月に実施した第4回社会保険労務士実態調査時の顧問事業所数から現在約36%と類推されますが、社会保険労務士が労働社会保険諸法令に関する常務の専門家であると社会的に広く認識してもらうためには、少なくとも関与率50%以上であってほしいと思います。

社会保険労務士の関与率が上り、顧問事業所が増えることになれば、行政機関においても労働社会保険に関する諸施策を遂行するうえで、社会保険労務士の活用が期待出来ることから、社会保険労務士会の意見や要望を聞き、また都道府県社会保険労務士会との協力と連携が更に深められると思います。

そのような状況が出来れば社会にも加速的に信頼感が高まり関与率が90%台の時代が来ることも期待できると思います。

そのため連合会は、昨年より事業推進部会を設置し、関与率向上に向けたアクションプランの立案等の作成をお願いしておりましたが、去る3月に今後3ヶ年にわたる行動計画案が策定され、中間答申をいただいております。

このことについては、すでに貴会にもお示ししておりますが、今後、貴会におかれましてはすべての会員が結束し、同プランに基づき積極的かつ具体的な顧問事業所の開拓活動を検討し、展開していただきますようお願いいたします。

このことが電子申請の取り組みと合せて相乗効果をもたらし、将来の士業としての基盤作りをより強固なものに出来ると信じております。

さらに昨年設置しました各種委員会、部会において社会保険労務士制度の改善発展をめざし活動が進められております。

その結果が出ましたら、鋭意実行に移すよう迅速な行動をとってまいります。

なお、ADR基本法が成立し、社会保険労務士に代理等の業務が緩和されねことになり、ただちに社会保険労務士法の改正が必要と考えております。

その際には、前回の改正の時に積残しとなった法第23条などを含めた法改正を行うことを固く決意しております。

それには、会員の皆様方の一致団結と一層のご支援、ご協力が不可欠であります。

最後になりますが、昨今、助成金等に関する

事件により厚生労働大臣から懲戒処分が行われた事例が発生し、社会保険労務士及び社会保険労務士会の信用を揺るがす結果となり、誠に残念に思っております。

貴会会員の皆様には、常に品位の保持倫理、コンプライアンスの徹底を念頭におき広く社会に信頼されるよう動めていただきますとともに、青森県社会保険労務士会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を心より祈念いたし、私のお祝いの言葉といたします。

→ * → *

来賓祝辞

青森社会保険事務局

局長 佐々木 秀 樹

本日の総会開催を心よりお慶び申し上げます。

日頃より社会保険事業の推進にあたり、ご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、ただ今、本日も参議院の厚生労働委員会において年金制度改革の審議が進められています。

すでにご承知のとおり今回の年金の改革は従来の年金改正と違う抜本改正として政府が提案している訳ですが、国会議員の未加入・未納の問題、そして社会保険庁が作成したポスターをきっかけに話しが変な方向の議論となっています。

また、併せまして医療保険、年金を所管している私共、社会保険庁の事務費、事務に対する給付以外の目的で事務費として利用しているとの非常に歪曲した私の立場から云うとマスコミを含めパッシングを受けています。

年金改正が国民の生活に直接かわる問題になっているところです。

青森県の15年度の事業状況を若干話しますと、昨年の4月に自己負担3割がスタートした。またボーナス、賞与から保険料を徴収する。事業主には厳しい負担を強いた1年であったと思い

ます。

1年間4事業所の健康保険、厚生年金保険、国民年金について、被保険者の移動が3年間毎年7,000人ずつ減少してきたが、15年度は少し落着いて6,600人の被保険者の減少、資格喪失し国民健康保険に流れて行っている状況です。

その結果、事業所数が約165減少し、健保で14,600事業所、厚生年金で14,800事業所となっています。

収納率は、健康保険96.3%、厚生年金保険95%と皆様のご協力、ご指導のもと対前年に比べ4事業所とも健保・厚年ともに上っております。

国民年金は非常に云い辛いが、14年度58%、沖縄県に次いで46位の数字で青森県全体が保険料収納の指定県となり私に対策本部の本部長としてやってきた。

その結果、今の時点、速報ベースであるが61%と31%程改善することが出来た。

被保険者の未加入・未納が現在、国民年金関係で論議されているが、一方、厚生年金の未加入事業所も国会において大変な議論になっています。

法人が強制適用と云う制度であるのでなかなか皆様にお願ひし、未加入事業所の調査をいただいているが、事業主の理解を得るには難しい仕事である。

昨年は、若干であるが加入意志のある事業所

が30事業所程あった。これらは確実に加入することが出来た。

しかしながら、依然として厚生年金の加入に理解出来ない事業所が数多くある。

是非とも機会をとらえ未加入・未納について徹底して事務を推進したい。

今年度もこれから算定基礎届あるいは未加入事業所のお願いをすることにしたいのでご理解、ご協力を賜われれば幸いです。

今回、皆様に年金改正の概要を配布しましたが、皆様は社会保険のプロであり、すでに承知していると思いますが、特に5ページをご覧いただきたい。

国会で一元化すべきの意見があるが、一元化について政府は昭和55年から今日まで段階的に一元化に取り組んでいる。

現在、国会で問題になっているのは自営業者も一元化することである。

自営等の一元化について、理想は一元化でも現在の13,300円の自己負担を報酬比例を導入するとなると、当然ながら厚生年金と同じように掛金を更に徴収しなければならない問題になる。

なおかつ、自営業者の所得の把握をどのようにするのか。

これらのことを今後、国会の場で議論していただければ結構だと思う。

年金の流用問題がクローズアップされているが、年金にかかる事務費、社会保険庁の事務費について、保険料財源を使用しているのは事実である。

これには経緯があり、昭和58年第2臨調、中曽根総理、土光臨調会長時にこれからの日本の経済を考えると税収はなかなか伸びない。よって社会保険関係費について保険料の一部を充てて行くことの答申が出ている。

この時点で社会保険庁のコンピュータのオンライン経費について、保険料を利用して事務を行った。

平成9年の橋本政権時に消費税を3%から5%にしたが、その時点で日本の経済が失速し、税収が約50兆円減少、各省庁の予算編成が出来なくなる事態が発生した。

この時点で、一番国庫負担が掛る厚生省で年金・医療の社会保険制度を維持するために、暫くの間、構造改革を行い医療・年金に要する経費について、保険料を充てることをやむを得ないと判断した。

平成10年から国会において予算説明をし、会計検査院の検査を受け、これまで実施してきたが、今回、年金改正を審議する段階で、6年前に遡って年金給付以外に使っているのは問題だとの国会の動きである。

今の日本の経済は、平成9年度から不良債券を金融機関が抱えていた。あの経済状況を見ると、年金財源を充てて事務を行ってきたことはやむを得なかったと思っている。

誰が政権を取っても、すぐに日本経済がバブル景気に戻ることはなかったと思う。

これから一番肝心なのは、医療年金を21世紀の少子高齢化社会の中で、いかに運営し国民生活を安定させるかに尽きると私は思っている。

マスコミ、一部週刊紙の記者が脱官僚政治主導で行政をやって行くと云っている。

私は否定しない。立派と思うし、そうすべきと思う。そういう方向に持って行くのが一番理想と思うが、本質を見逃して国家の行方を間違えて行くような情報提供はいかがなものか。

私自身、これからの日本社会がどうなるのか不安である。

私共17,000人、青森県230人の職員がいる。マスコミに出るたびに外に仕事に行くことが怖がっている。

そのようでは困るので、私は職員に胸を張ってやって行けと云っている。憲法・刑法に触れて金を使っているのではない。

国家のためにやってきたことであることを常日頃職員に伝えている。

そう云った意味で、私共が仮に間違った金を使って来たのであれば今頃私は検察庁に呼ばれて刑務所に入っている。

そのようなことではないので、これからも青森県民の福祉のため全精力を掛けて行きたいと思っている。

最低でも医療年金が現在の青森県経済を下支えしているのは間違いないと思っている。

青森県の今年の予算は7,700億円である。一方、県の65歳以上年金給付額は3,300億円である。

仮に未納者が増え、年金額が年々、年々減少して行くと今の青森県経済は成り行かない、あ

るいは介護保険の給付が受けられない状況になるのではないかと。

医療、厚生年金、国民年金を含めて、今まで私共が足りなかったところは反省して努力して行く、改善しなければならぬものは改善して行き、行政サービス向上に努めて行きたいと思っている。

今後とも、社会保険労務士の業務がさらに県民の信頼を得るべく一層のご尽力をお願いしたいと思う。

最後に、社会保険労務士会の益々のご発展ご列席の皆様のご健勝を祈念し、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

平成16年度青森県社会保険労務士政治連盟定期大会開催

去る6月1日第26会通常総会に先立ち、平成16年度定期大会が開催され、始めに、全国社会保険労務士政治連盟会長堀谷義明氏の祝辞が司会者である坂下武治常任幹事が代読し、続いて議長に工藤敏啓氏（八戸支部）副議長に木村勝嗣氏（青森支部）を選任し、さっそく議事に入り、

第1号議案平成15年度事業報告書承認に関する件、第2号議案収入支出決算報告が承認され、引き続き司法制度改革をめざした政治活動を盛り込んだ第3号議案平成16年度運動方針（案）

並びに第4号議案平成16年度収入支出予算（案）が原案どおり可決承認されました。



諸 会 議

総合労働相談所相談員打合せ会

と き 平成16年3月16日(火)
と ころ 県観光物産館アスパム
協議事項

- 1) 今後の運営について
- 2) そ の 他

長期計画検討委員会

と き 平成16年3月26日(金)
と ころ ホテル青森
協議事項

- 1) 事務局体制について
- 2) 組織について
- 3) そ の 他

第 2 回 常 任 理 事 会

と き 平成16年3月26日(金)

と ころ ホテル青森

協議事項

- 1) 平成16年度事業計画案について
- 2) 平成16年度予算案について
- 3) 支部総会について
- 4) 関係機関委嘱状況について
- 5) 各委員会報告
- 6) 社会保険業務簡略化取扱いの承認申請について
- 7) そ の 他

長 期 計 画 検 討 委 員 会

と き 平成16年4月20日(火)

と ころ 県観光物産館アスパム

協議事項

- 1) 組織について
- 2) そ の 他

第 1 回 理 事 会

と き 平成16年4月20日(火)

と ころ 県観光物産館アスパム

協議事項

- 1) 通常総会について
- 2) 関係機関委嘱状況について
- 3) 社会保険労務士試験について
- 4) 未適用事業所巡回説明実施結果について
- 5) 認証局電子化申請について
- 6) 各委員会からの報告
- 7) そ の 他

研 修 会 開 催**連 合 会 認 証 局 の 電 子 申 請
改 正 派 遣 法 ・ 改 正 労 基 法**

と き 平成16年2月17日(火)

と ころ ホテル青森

受講者数 82名

研修テーマ・講師

- 改正派遣法について

講師：青森労働局職業安定部

地方雇用保険監察官 平岡 勉 氏

- 連合会認証局に係る電子申請について

講師：福島県社会保険労務士会

副会長・連合会電子化委員 新田 孔一 氏

- 改正労働基準法について

講師：青森労働基準監督署

第1方面主任監察官 小島 匡人 氏

お 知 ら せ**総 合 労 働 相 談 に つ い て**

平成15年1月開設の総合労働相談所について、今年度は相談員も16名から23名体制となり、利用者増をめざして、これまでの青森会場のほか八戸会場と弘前会場において、各1回開設することになりました。

また、相談員の方々に近県における状況等を参考にし、謝金を支給することにし、16年度予算に計上しました。ご理解願います。

雇 用 保 険 コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業

平成7年度から国の委託を受け実施している雇用保険コンサルティング事業は、今年10年目を迎えました。

この事業は、中小企業事業主に対し、雇用保険事業について周知を図り、各種制度の活用を促進するものです。

事業実施にあたり、全国社会保険労務士会連合会が重点指導員講習会を実施し、重点指導員として登録された会員が事業主等の相談、援助に応じます。

これまでに、26名の会員が重点指導員として活動してこられました。

平成16年度における重点指導員には、次の方々が登録され、1年間活動されることになりました。

新 保 芳 雄 氏 (青森支部)

長内 芳昭 氏（弘前支部）
鳥井本 隆 氏（八戸支部）

政治連盟からのお知らせ

このたびの参議院議員選挙にあたり、青森県社会保険労務士政治連盟は、青森選挙区の推薦候補者として奈良秀則氏を、比例代表はオープンとすることになりました。

事務局長の交替について

平成16年7月1日から次の者が新しく県会事務局長に就任されました。

記

齋藤 博 氏
（経歴：青森社会保険事務所長）



ご加入のご案内

☆ 社会保険労務士賠償責任保険加入について ☆

社会保険労務士が、社会保険労務士業務により、業務を委嘱した顧客又は第三者に与えた財務上の損害につき、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、社会保険労務士が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を補償する制度です。

“安心・円滑な業務の遂行、顧客先との信頼関係維持のため是非加入しましょう”

特に、総合労働相談の相談員の方は、必ずご加入することにしております。この賠償責任保

険に加入することで、安心して社会保険労務士業務を遂行出来ると好評を得ており、今年度3月末現在、全国で7,000名近くの開業社会保険労務士が加入しています。

詳しくは、パンフレットをお送りしますので、事務局へ連絡ください。

〈取扱代理店〉 有限会社 エス・アール・サービス

東京都文京区小石川2-22-2 和順ビル9F

全国社会保険労務士会連合会内

TEL 03-3813-4557

☆ 全国社会保険労務士国民年金基金加入について ☆

国民年金基金は老齢基礎年金に上乗せをする公的年金で、将来の生活の安定を図るため設立されたものです。

掛金は、生活設計に合せ自由に選択出来るほか、全額所得控除になり所得税、住民税が軽減され、年金受給の際も公的年金等控除が受けら

れる税制上の優遇があります。

詳しくは、パンフレットをお送りしますので、事務局へ連絡ください。

また、お問い合わせは、全国社会保険労務士国民年金基金（電話03-5689-8421）へどうぞ。

☆ 中小企業退職金共済制度加入について ☆

中退共は中小企業で働く従業員のための退職金制度で、法律で定められた制度で安全であり、掛金の一部を国が助成するほか、税法上、全額非課税になります。

会社において、しっかりした退職金制度を持つことは、優秀な人材の確保や従業員の労働意

欲を高めるためにも重要なことです。

詳しくは、パンフレットをお送りしますので、事務局へ連絡ください。

また、お問い合わせは、中退共本部（電話03-3436-0151）へどうぞ。

【会員の動き】

平成16年6月15日現在会員数

支部名 会員種別	青 森	弘 前	八 戸	む っ	十 和 田	五 所 川 原	合 計
開 業	56	27	42	5	13	12	155
法 人					1		1
非 開 業	12	39	10	2	7	1	41
合 計	68	36	52	7	21	13	197

●入 会

- 西 野 恭 通 平成16年4月15日
青 森 支 部（非開業）
〒030-0111 青森市大字荒川字筒井23番地
コーポヒロ206
☎017-729-3582
- 飯 田 由 紀 平成16年6月1日
八 戸 支 部（開 業）
飯田社会保険労務士事務所
〒031-0075 八戸市内丸3-5-39
ライオンズマンション内丸1102
☎0178-45-5402

●退 会

- 山 本 良 雄 平成16年3月31日
十和田支部（開 業）
- 笹 森 美 眞 平成16年3月31日
青 森 支 部（非開業）

- 伊 藤 電 三 平成16年3月31日
青 森 支 部（非開業）
- 小 泉 直三郎 平成16年3月31日
八 戸 支 部（開 業）
- 北 川 市 蔵 平成16年3月31日
む っ 支 部（開 業）

●住所変更

- 葛 西 一 栄 平成12年12月19日
青 森 支 部
〒038-0003 青森市大字石江字岡部43-4
☎017-782-9258
- 小 林 廣太郎 平成16年6月1日
青 森 支 部
〒030-0966 青森市桜川7-1-10
☎017-741-3374

●氏名変更

- 中 田 字 宣 平成16年4月12日
八 戸 支 部
（旧氏名）中 田 弘 幸

●事務所名称・所在地変更

- 田 村 こずえ 平成16年4月1日
八 戸 支 部
〒031-0841 八戸市大字鮫町字ハンノ木沢10-10
田村こずえ社会保険労務士事務所
☎0178-33-4666

●事務所所在地変更

- 葛 西 康 也 平成16年4月1日
青 森 支 部
〒030-0853 青森市金沢3-24-17-1F

編集後記

今年の通常総会並びに定期大会が無事終了いたしました。

役員の方々には、開催準備等でご苦労があったのではと思います。

今回、感じたことは、政治連盟の会費問題、県会では35周年記念事業の実施について、会費未納者の問題、総合労働相談所の運営について活発な発言があり、良かったと思います。

総会並びに大会が終了し、これから我々は、社会保険労務士として責任ある仕事を一丸となって頑張っていきたいものと思っています。

（広報委員長 境 谷）